

競合する消耗品の排除を目的とした設計変更による抱き合わせ

【文献種別】 公正取引委員会

【裁判年月日】 令和6年7月26日

【事件番号】 令和6年(措)第9号

【事件名】 ASP Japan 合同会社に対する排除措置命令

【裁判結果】 排除措置命令

【参照法令】 独占禁止法19条、不公正な取引方法一般指定

【掲載誌】 公正取引委員会ホームページ

◆ LEX/DB 文献番号 30003515

立教大学教授 東條吉純

事実の概要

Y (ASP) は、平成31年4月1日、A (ジョンソン・エンド・ジョンソン) から、フタラール製剤の製造販売及びフタラール製剤を用いる内視鏡洗浄消毒器の販売に係る事業を承継した。これに伴い、Y は、A 及び B (アマナ) が平成15年8月に締結した内視鏡洗浄消毒器等の製造販売に関する契約に係る地位を引き継ぎ、B は Y の OEM 製品として内視鏡洗浄消毒器を製造する一方で、Y が独占的にその供給を受けて販売している。

消化器内視鏡の高水準消毒を行うことができる消毒剤には主にフタラール製剤及び過酢酸製剤があるところ、現在、フタラール製剤を消毒剤として使用できる内視鏡洗浄消毒器は B が製造し Y が販売する内視鏡洗浄消毒器のみであり、かつ、フタラール製剤は投入から14日間以内に交換する消耗品である。

平成25年4月までは、フタラール製剤に関する特許権に基づき A がフタラール製剤「ディスオーパ」を独占的に供給していたが、当該特許権の消滅に伴って、後発フタラール製剤の製造販売が開始された。令和6年3月時点において、フタラール製剤を製造販売する事業者は、Y 及び後発フタラール製剤の製造販売業者である4社の計5社であり、後発フタラール製剤はディスオーパよりも安価である。

従前、A は、販売代理店を通じて、内視鏡洗浄消毒器 (以下「旧型内視鏡洗浄消毒器」という) を医療機関に販売していたが、平成29年3月頃以降、その後継機種である内視鏡洗浄消毒器 (以下「本件内視鏡洗浄消毒器」という) の販売を開始した。

旧型内視鏡洗浄消毒器の販売終了に伴い、医療機関における旧型内視鏡洗浄消毒器の設置台数は減少し、本件内視鏡洗浄消毒器の設置台数は増加している。これら新・旧内視鏡洗浄消毒器の耐用期間は同一であり、旧型内視鏡洗浄消毒器の半数以上は7年以上にわたり使用されている。

違反行為と法令の適用

A は、平成27年9月頃以降、旧型内視鏡洗浄消毒器の後継機種の開発に際して、後発フタラール製剤を使用できないようにする目的で、後継機種にはバーコードリーダーを取り付けるとともに、当該バーコードリーダーによって本件二次元コードを読み取らなければ内視鏡洗浄消毒器の洗浄消毒機能が作動しなくなるようにし、かつ、ディスオーパの容器に本件二次元コードを貼付することを決定した (以下「本件行為」という)。

また、ディスオーパの売上げを確保するために、旧型内視鏡洗浄消毒器から本件内視鏡洗浄消毒器への更新を積極的に推進することで、後発フタラール製剤を使用している医療機関に対して、使用する消毒剤を後発フタラール製剤からディスオーパに切り替えさせるとともに、後発フタラール製剤の使用を未然に防止するという方針を立てた。Y は、平成31年4月1日に A から事業承継した後、上記方針を引き継ぎ、当該方針に基づき、医療機関に対し、本件内視鏡洗浄消毒器及びディスオーパを販売している。

後発フタラール製剤の製造販売業者 C は、本件二次元コードに関する情報の開示を要請したが、B は、Y の指示を受けてこれを拒否した。

本件行為等により、旧型内視鏡洗浄消毒器で後発フタラール製剤を使用していた医療機関は、本件内視鏡洗浄消毒器への更新に伴って、消毒剤として後発フタラール製剤を用いることができなくなり、これまで使用していた後発フタラール製剤の購入を取りやめる等、本件内視鏡洗浄消毒器を購入した医療機関は、ディスオーパを購入することを余儀なくされている。

Yは、医療機関に対し、不当に、本件内視鏡洗浄消毒器の供給に併せてディスオーパを自己から購入させているものであって、これは、不公正な取引方法……の第10項に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

解説

一 アフターマーケットを巡る競争と独禁法

1 技術的な抱き合わせ

本体商品の購入後に必要となる消耗品等の補完的商品の市場は「アフターマーケット」と呼ばれる。本体商品の供給者が、顧客に対して、自己または自己の指定する者の供給する消耗品等を購入させ、アフターマーケットにおいて競争者を排除する行為は、独禁法上、一般指定10項（抱き合わせ販売）または同14項（競争者に対する不当な競争妨害）の問題として議論されてきた。

本件命令は一般指定10項を適用しており、主たる商品は本体商品である本件内視鏡洗浄消毒器、従たる商品は消耗品であるディスオーパ（Yの供給するフタラール製剤）である。抱き合わせの行為態様としては、契約によって本体商品に併せて消耗品等の購入を義務づける場合（契約上の抱き合わせ）や、設計・仕様の変更によって主たる商品が従たる商品とのみ適切に連動し、競争者の供給する代替品を使用できないようにする場合（技術的な抱き合わせ）があるところ、本件行為では、本体商品（本件内視鏡洗浄消毒器）にバーコードリーダーを取り付け、消耗品（ディスオーパ）に二次元コードを貼付することによって競合する消耗品（後発フタラール製剤）を使用できなくしており、技術的な抱き合わせに該当する。

一般に、本体商品の設計変更に伴い、それまで使用可能だった消耗品等が使用できなくなることはしばしば起こりうる事象である。そもそも、購入者が選択できる消耗品等の選択の幅は、本体商

品の供給者によって一定の制約を受けるのはごく通常のことであり、例えば、エレベータの構成部品は、メーカーごとに仕様異なる設計のものが多く、故障時の取替調整工事においては当該メーカー等が製造する専用の保守用部品の供給が必要不可欠である。また本体商品の供給者が、本体商品の安全性や品質保持等のために消耗品等の供給に関して制限を設けることはありうるし、イノベーションの観点からは、設計変更を通じて、顧客の求める機能の提供や品質・性能の向上を行うことは競争促進的な行為である。その結果として、従前は使用可能だったライバルの消耗品等が使用不能になるからといって、当該設計変更行為に対して、独禁法による規制介入を行うことには慎重な姿勢が求められるべきといえる。このような規制介入は、商品差別化を含む能率競争やイノベーションを妨げるおそれがあるからである。その一方で、もっぱら競争者を排除する目的・効果をもつ場合など、技術上の必要性等の合理的な理由なく設計変更が行われ、消耗品市場における競争者が排除されるとともに、顧客の商品選択の自由が妨げられる場合には、独禁法違反の問題が生じる¹⁾。

2 ロックイン効果

アフターマーケットにおける競争者排除戦略が成功するためには、本体商品が耐久財である等の理由により、本体商品に係るロックイン効果が大きいことが必要である。ロックイン効果とは、あるメーカーの本体商品を購入した顧客が、他社製の商品に切り替えるのに要するコスト（スイッチングコスト）が大きい状況を指し、本体商品の価格が消耗品に比して高額である場合や、使い慣れを含め、商品の操作に習熟するまでに多大な時間と労力を要する場合も含まれる。ロックイン効果が小さく、顧客による本体商品の切り替えが容易である場合には、代替品である消耗品を排除する抱き合わせ販売は、単に本体商品の魅力を低下させるのみであり、行為者にとって合理的な戦略とはいえない。

これに対して、たとえ一定のロックイン効果が生じたとしても、顧客が本体商品を購入する際に、そのライフサイクルにおける消耗品等のトータルコストに関する情報を十分に理解した上で本体商品を選択し、アフターマーケットにおける消耗品の価格次第で、顧客が合理的な期間内に他社

製の本体商品に切り替えることが見込まれる場合には、本体商品と消耗品を併せた競争が活発に行われており、顧客は競争の利益を享受できるので、独禁法による規制の介入は不要とする考え方がある。あるいは、本体商品市場における活発な競争を通じて、アフターマーケットにおける有効な牽制力として機能し、アフターマーケットにおける競争の回復が期待できる可能性がある。換言すれば、このような場合には、ロックイン効果は大きくないと評価されることになるが、現実的には、メーカー・顧客間の情報の非対称性に加え、顧客はしばしば短視眼的であり、完全情報の下で一貫した合理的な行動を行うことが期待できない場合も想定される²⁾。

本件においては、本体商品は耐用年数が7年以上の耐久財であり、ロックイン効果は大きい。また、Y（平成31年以前においてはA）は、旧型内視鏡洗浄消毒器から本件内視鏡洗浄消毒器への更新を積極的に推進し、後発フタール製剤の排除を強化する方針の下で本件内視鏡洗浄消毒器を販売していること、及び、旧型内視鏡洗浄消毒器から本件内視鏡洗浄消毒器への更新を行った医療機関は後発フタール製剤の購入を取りやめる等ディスオーパを購入することを余儀なくされていることの認定があり、これら医療機関についてはロックイン効果が大きく、Yは、アフターマーケットにおいて顧客を搾取する能力とインセンティブを有すると評価できる。

また、フタール製剤を消毒剤として使用できる内視鏡洗浄消毒器については、Yが独占的に供給しており、後発フタール製剤の製造販売業者は他社製の（過酢酸製剤を消毒薬とする）内視鏡洗浄消毒器を購入した顧客を他の取引先として見出しうる状況にはなく、その排除効果は大きい。

二 抱き合わせ販売の違反要件

1 他の商品を購入させること（購入強制）

「他の商品」要件について、抱き合わせにおいては、主たる商品にとって従たる商品が「他の商品」であることが必要であり（二商品性）、組み合わせられた商品がそれぞれ独自性を有し、独立して取引の対象とされているかどうかが判別基準になるところ、本件においては、従たる商品であるフタール製剤は独立に取引の対象とされているので、この要件は充足される。

また従たる商品の購入強制について、技術的な抱き合わせにおいては、契約等により従たる商品の購入を直接的に強制するものではないが、設計変更によって、客観的にみて少なからぬ顧客が従たる商品の購入を余儀なくされる状況が生じている場合には、購入強制が認められる³⁾。これに対して、例えば、本体商品のメーカーが、ICチップ搭載等により、他社製の消耗品が用いられると「保証対象外」等の表示を行うにとどまり、当該他社製の消耗品も引き続き使用可能である場合には、購入強制があるとまでは認められない⁴⁾。

本件においては、本件行為により本件内視鏡洗浄消毒器向けの消毒剤として後発フタール製剤を使用できなくなるとともに、競争者による本件二次元コードに関する情報開示の要請を拒絶しており、購入強制があると評価できる。

2 不当に（公正競争阻害性）

抱き合わせの公正競争阻害性は、①従たる商品の市場において市場閉鎖効果が生じる場合（自由競争減殺）、または、②顧客の商品選択の自由を妨げるおそれのある競争手段であり、価格、品質、サービスを中心とする能率競争の観点からみて不公正であること（競争手段の不公正さ）に求められるが、両者は相互に排他的な関係に立つわけではなく、どちらか一方の観点に基づき公正競争阻害性を認定する場合であっても、他方の観点からも不当性が認められることが多いと考えられる。

①の不当性の検討においては、従たる商品の市場における市場閉鎖効果の発生とそれを可能にする主たる市場における力の存在を認定することが必要であり、主たる商品の市場における有力な事業者が、その力を梃子として従たる商品の購入を強制する場合が典型的な想定例である。ここで「市場における有力な事業者」と認められるかどうかについては、市場シェア20%を超えることが一応の目安となる⁵⁾。これに対して、アフターマーケットに係る競争者排除の事例においては、上述の通り、消耗品市場全体ではなく、特定ブランドの本体商品にロックインされた顧客との取引に係るブランドごとのアフターマーケットが問題となるため、ロックイン効果が認められる限り、従たる商品の購入を強制する力の源泉としては十分であり、主たる商品の市場において行為者が有力な地位を有することは必ずしも必要とされないと考えらるべきである。

これに対して、②の不当性は、競争手段それ自体の不正さに着目するものであるため、従たる商品市場への悪影響が問われない等、より広範に不当性が認められるおそれがある。この点、流通・取引慣行ガイドラインでは、②の観点から不当性を認定する際には「主たる商品の市場力や従たる商品の特性、抱き合わせの態様のほか、当該行為の対象とされる相手方の数、当該行為の反復、継続性、行為の伝播性等の行為の広がり」を総合的に考慮する」との記述があり、競争手段の不正さそれ自体にとどまらず、購入を強制する力の存在や従たる商品の市場への一定の影響を総合考慮するとの執行方針が示されている。

また、アフターマーケットにおける競争者排除には一般指定14項（不当取引妨害）が適用される場合もあるが、14項の公正競争阻害性も、自由競争減殺または競争手段の不正さに求められる。

3 先例

アフターマーケットにおける競争者排除が独禁法違反とされた先例には、(a) エレベータの保守部品の供給と取替調整工事を抱き合わせた東芝昇降機サービス事件（大阪高判平5・7・30）、(b) プリンタとインクカートリッジを抱き合わせたエレコム・ブラザー事件（東京地判令3・9・30）のほか、一般指定14項（旧一般指定15項）の適用事例として、(c) エレベータの保守用部品の納入遅延・高価格販売等により独立系保守業者を排除した三菱電機ビルテクノサービス事件（公取委勧告審決平14・7・26）、(d) 駐車装置の保守用部品の納入遅延・高価格販売等により独立系保守業者を排除した東急パーキングサービス事件（公取委勧告審決平16・4・12）等がある。いずれの事例も、本体商品の市場における事業者の有力な地位は認定されていないが、耐久財である本体商品を購入した顧客にはロックイン効果が生じており、本体商品のメーカー等との取引を余儀なくされた事例である。

事例(a)(b)(d)においては、本体商品のメーカーが取替調整工事に必要不可欠な保守用部品の供給を独占しており、従たる商品の購入強制や、保守用部品の供給拒絶等を通じた競争者排除が可能となった力の存在が認定されている。また、事例(c)においては、設計変更を通じて、互換品カートリッジが使用できなくなる等の強い排除効果が認められる。また、事例(a)では競争手段の不正に、

事例(b)では従たる商品の市場における自由競争減殺に、それぞれ公正競争阻害性が見いだされている。

本件では、上述の通り、ロックイン効果を窺わせる各種の事実認定とともに、もっぱら後発フタラール製剤を排除する目的で本件行為を実施し、かつ、本件二次元コードに関する情報開示をBに拒絶させる等、上記①、②のいずれの観点からも公正競争阻害性が認められる事例と評価できよう⁶⁾。

●—注

- 1) 公正取引委員会は、プリンタを本体商品とする消耗品（互換品カートリッジ）について、「レーザープリンタに装着されるトナーカートリッジへのICチップの搭載とトナーカートリッジの再生利用に関する独占禁止法上の考え方」（平成16・10・21）を公表し、プリンタメーカーが、技術上の必要性等の合理的理由がないのに、あるいは、その必要性等の範囲を超えてユーザーが再生品を使用することを妨げる場合には、一般指定10項または同14項（旧15項）に違反するおそれがあるとの見解を示している。他方、設計変更が独禁法違反となるのは、もっぱら他者の事業活動の困難化を目的としたものである場合に限定されるとする見解もある。和久井理子・令和3年度重判解（経済法）（ジュリ1570号）223頁、穴戸聖・新・判例解説 Watch 文献番号z18817009-00-120792105（Web版2021年12月17日掲載）3頁。和久井理子「競合品排除を目的とする製品設計—独占禁止法による規制と特許権の行使—」特許研究73号（2022年）19頁も参照。
- 2) 中川寛子「アフターマーケットをめぐる議論—整理と序論的考察」『現代経済法の課題と理論（金井貴嗣先生古稀祝賀）』（弘文堂、2022年）339頁、347～352頁で紹介されるポスト・シカゴ学派の主張を参照。
- 3) エコリカ・キヤノン事件（大阪高判令6・9・12）、エレコム・ブラザー事件（東京地判令3・9・30）、藤田屋に対する件（公取委審判審決平4・2・28）等。また、流通・取引慣行ガイドライン第1部第2の7(3)も参照。
- 4) 令和2年度相談事例集事例3「分析機器の消耗品として非純正品が使用された場合の分析機器の動作に係る仕様変更」。
- 5) 流通・取引慣行ガイドライン第1部第2の7。
- 6) 2025年2月19日付リリースによれば、Yは本件命令の取消訴訟を提起し、患者の健康及び安全の確保等本件行為の合理性を主張するが、特許権消滅後、旧機において後発フタラール製剤が長期にわたり平穩に使用されてきた事実を踏まえると、後継機において内視鏡の洗浄消毒という主要機能に違いがない以上、当該主張の根拠には疑問がある。

●—参考文献

本件評釈として、石井健・ジュリ1603号6頁。